## 令和 4 年度 JAF スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明・公表内容

審査	E U	マネゼロ	NF 記入欄	
項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
	[原則 1]	(1)組織運営に関する中長期基本	【審査基準(1)について】	1. 中長期基本計画の概要
	組織運営等に関す	計画を策定し公表すること	・主な事業の目標や実行計画などを具体的に示した「中長期基本計画」を令和 2	2. 令和 4 年(2022 年度)度事業
	る基本計画を策定		年に改定し、変更部分を加えて毎年更新している。	方針のまとめ
	し公表すべきであ		【審査基準(2)について】	3. 令和元年度第 2 回理事会議
1	る		・理事会、会員総会、地域のブロック会議などにおいて周知を図っている。令和	事録
			3年から当連盟のウェブサイトにおいて公開している。	
			(参考 URL) <u>https://www.aerobic.or.jp/about/</u>	
			【審査基準(3)について】	
			・計画策定に当たっては、役職員や専門委員会から幅広く意見を諮って作成に反	
			映している。	
	[原則 1] 組織運	(2) 組織運営の強化に関する人	【審査基準(1)について】	
	営等に関する基本	材の採用及び育成に関する計画	・当連盟事務局は小規模事業所のため、計画的に人材の採用、育成に関する計画	
	計画を策定し公表	を策定し公表すること	は行っていない。このため事業規模や経済的合理性を踏まえた上で、円滑な組織	
	すべきである		運営及び業務遂行に必要な範囲で採用や育成計画を令和5年6月まで作成する。	
			【審査基準(2)について】	
2			・前項を補うために専門委員会を設置して外部のマンパワーを活用するほか、大	
			会運営においてはスポーツボランティアの活用や必要に応じてアウトソーシン	
			グに努め、ウェブサイトに公表する。	
			【審査基準(3)について】	
			・今後、事業計画の作成は役職員で構成する総務委員会を中心に各種専門委員会	
			委員及び事務局職員の意見を集約してすすめていく。	
	[原則 1] 組織運	(3) 財務の健全性確保に関する	【審査基準(1)について】	4. 令和 4 年度事業計画·予算
3	営等に関する基本	計画を策定し公表すること	・会計年度毎の事業別に実施目的や達成目標など、財務の健全性確保に関する計	書
ا ا	計画を策定し公表		画を毎年3月までに具体的に策定している。	5. 令和 3 年度第 2 回理事会議
	すべきである		【審査基準(2)について】	事録

			・会計年度毎に上記の事業計画・予算書を作成し、当連盟のウェブサイトにおい	
			て公表している。(参考 URL) <u>https://www.aerobic.or.jp/about/</u>	
			【審査基準(3)について】	
			・事業計画は現状分析や達成目標について役職員や専門委員会から幅広く意見	
			を諮って作成している。	
			・中長期の財務計画については、次期中長期計画策定の令和7年3月までに策	
			定・公表する。	
	[原則 2] 適切な	(1) 組織の役員及び評議員の構	【審査基準(1)について】	6. 役員名簿
	組織運営を確保す	成等における多様性の確保を図	・外部理事 25%以上、女性理事 40%以上と記載している「役員選任規程」を令和	7. 役員候補選考委員会規程
	るための役員等の	ること	5年4月1日に施行する。役員候補選考委員会でも外部理事 25%以上、女性	8. 役員候補選考委員会委員名
	体制を整備すべき	①外部理事の目標割合(25%以上)	理事 40%以上を遵守して選考をすすめる。	簿
4	である。	及び女性理事の目標割合(40%以	【審査基準(2)について】	
		上)を設定するとともに、その達	・現在、女性理事の割合は 41% (7名) で目標割合 (40%) を達成しているが、	
		成に向けた具体的な方策を講じ	今後も女性理事を積極的に任用していく。	
		ること	・また、エアロビック関係者は地域の都道府県連盟や専門委員会等から任用し、	
			当連盟運営の担い手となる人材を育成していく。	
	[原則 2] 適切な	(1) 組織の役員及び評議員の構	・当連盟は評議員会を置いていない。	
	組織運営を確保す	成等における多様性の確保を図		
	るための役員等の	ること		
5	体制を整備すべき	②評議員会を置く NF において		
ס	である。	は、外部評議員及び女性評議員の		
		目標割合を設定するとともに、そ		
		の達成に向けた具体的方策を講		
		じること		
	[原則 2] 適切な	(1) 組織の役員及び評議員の構	【審査基準(1)について】	9. アスリート委員会規程
	組織運営を確保す	成等における多様性の確保を図	・「アスリート委員会規程」を令和4年3月に策定し、令和4年度中に委員会を	10. アスリート委員会委員名
	るための役員等の	ること	発足する。	簿
6	体制を整備すべき	③アスリート委員会を設置し、そ	【審査基準(2)について】	
	である。	の意見を組織運営に反映させる	│  ・アスリート委員会の構成員は、性別や年齢等のバランスに留意するとともに、	
		ための具体的な方策を講じるこ	- - 委員会で取り扱う事項等を踏まえて適切な人選を行うようにしていく。	
		٤	【審査基準(3)について】	
	1			

			<b>エロ人の学売し立口が田本人は初州田平に口はっとうして、一十七十十八一</b> 。	
			・委員会の議論や意見が理事会や組織運営に反映できるように方策を講じてい	
			ζ.	
	[原則 2] 適切な	(2) 理事会を適正な規模とし、	【審査基準(1)について】	6. 役員名簿
	組織運営を確保す	実効性の確保を図ること	・当連盟の定款では、理事は 10 名以上 20 名以内と定めている。外部理事、女性	
	るための役員等の		理事、専門委員会、地域の都道府県連盟からそれぞれ理事を配置しているため、	
7	体制を整備すべき		現在の理事会構成数は、適正な規模と考えている。	
	である。		・また、実効性の確保を図るため、幅広い年齢層・様々な分野から、それぞれ知	
			識・経験・能力を備えた有識者(学識経験者)を理事として選任するよう努めてい	
			<b>వ</b> .	
	[原則 2] 適切な	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕	【審査基準(1)について】	11. 定款
	組織運営を確保す	組みを設けること	・当連盟では理事の新陳代謝を図る仕組みとして、選任時においてその年齢が	12. 役員規程
8	るための役員等の	①理事の就任時の年齢に制限を	70 歳未満でなければならないと「定款」及び「役員規程」に定めている。	
	体制を整備すべき	設けること		
	である。			
	[原則 2] 適切な	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕	【審査基準(1)について】	6. 役員名簿
	組織運営を確保す	組みを設けること	・現在 10 年以上の在任期間を超える役員が数名いることから、理事の在任期間	
	るための役員等の	②理事が原則として 10 年を超え	10 年とすることを前回改選時、理事会等で合意形成を行っている。	
	体制を整備すべき	て在任することがないよう再任	・理事の在任期間、再任回数制限等への対応については、在任期間 10 年以上、	
	である。	回数の上限を設けること	当連盟の運営に力を尽くしてきた役員が複数名存在し、当該役員らが退任し	
			てしまうと当連盟の運営に多大な影響が生じ、組織運営に混乱がもたらされ	
9			てしまう。このため、現在、当連盟の体制や今後の組織運営の方法も含め、関	
			係各所の意見を聴取し、規程の整備を検討中であり、令和7年4月までには	
			「役員選任規程」を作成し、施行する。	
			なお、その間の選考にあたっては、理事会から独立した役員候補選考委員会	
			において客観的な視点を確保した上で、10年を超える理事の実績、特別の事	
			情の有無等について評価し選考する。	
	[原則 2] 適切な	(4) 独立した諮問委員会として	【審査基準(1)について】	7. 役員候補選考委員会規程
	組織運営を確保す	役員候補者選考委員会を設置し、	・令和5年度が役員改選期に当たることから、「役員候補選考委員会規程」を作	8. 役員候補選考委員会委員名
10	るための役員等の	構成員に有識者を配置すること	成し、理事会とは独立した諮問機関として外部有識者が過半数となる役員候	簿
			補選考委員会を設置した。	12. 役員規程

	体制を整備すべき			13. 令和 4 年度第1回理事会議
	である。			事録
	[原則 3] 組織運		【審査基準(1)について】	14. 社則
	営等に必要な規程	成員が適用対象となる法令を遵	-ーーー・・・・   ・「社則」及び「倫理・コンプライアンス規程」およびを策定し、当連盟及びそ	
11	を整備すべきであ			程
	る。	すること	TO DESIGN A DECEMBER OF THE	12
	0 0	, , , ,		
	[原則 3] 組織運	(2) その他組織運営に必要な規	【審査基準(1)について】	11. 定款
	営等に必要な規程	程を整備すること	・法人の運営に関して必要となる一般的な規程として、以下の規程を整備してい	16. 加盟規程
	を整備すべきであ	①法人の運営に関して必要とな	<b>ప</b> .	17. 会費規程
	る。	る一般的な規程を整備している	(定款、加盟規程、会費規程、個人賛助会員規程、法人賛助会員規程、事務局規	18. 個人賛助会員規程
12		か	程、事務取扱規程、会計処理規程、倫理・コンプライアンス規程)	19. 法人賛助会員規程
12				20. 事務局規程
				21. 事務取扱規程
				22. 会計処理規程
				15. 倫理・コンプライアンス規
				程
	[原則 3] 組織運	(2) その他組織運営に必要な規	【審査基準(1)について】	23. 個人情報保護方針
	営等に必要な規程	程を整備すること	・法人の業務に関する規程として、以下の規程を整備している。	24. プライバシーポリシー
	を整備すべきであ	②法人の業務に関する規程を整	(個人情報保護方針、プライバシーポリシー、特定個人情報保護規程、法定事務	25. 特定個人情報保護規程
	る。	備しているか	処理規程、「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」設置規程、事務局の文書取	26. 法定事務処理規程
10			扱いについて、倫理・コンプライアンス規程)	27.「スポーツにおける暴力行
13				為等相談窓口」設置規程
				28. 事務局の文書取扱い(内
				規)
				15. 倫理・コンプライアンス規
				程

	[原則 3] 組織運	(2) その他組織運営に必要な規	【審査基準(1)について】	14. 社則
	営等に必要な規程	程を整備すること	  ・法人の役職員に関しては報酬等も含め、以下の規程を整備している。	12. 役員規程
	を整備すべきであ	③法人の役職員の報酬等に関す	  (社則、役員規程、役員の退任及び定年に関する細則、役員退職慰労金の功績加	29. 役員の退任及び定年に関
14	る。	る規程を整備しているか	- 算の取り扱いに関する細則)	する細則
				30. 役員退職慰労金の功績加
				算の取り扱いに関する細則
	[原則 3] 組織運	(2) その他組織運営に必要な規	【審査基準(1)について】	22. 会計処理規程
	営等に必要な規程		<b>・</b> 法人の財産に関する規程として以下の規程を整備している。	31. 資金運用規程
15	を整備すべきであ	4)法人の財産に関する規程を整	(会計処理規定、資金運用規程、特定費用準備資金及び資産取得資金の取扱規	31. 負亚建州統任 32. 特定費用準備資金及び資
	を登備すべるとめる。	備しているか	(云前) を	32. 特定資用学備負金及び負 産取得資金の取扱規程
	<b>ি</b> ৩ ·	油しているか		<b>性</b> 以付貝並の以放別性
	[原則 3] 組織運	(2) その他組織運営に必要な規	【審査基準(1)について】	16. 加盟規程
	営等に必要な規程	程を整備すること	・財政的基盤を整えるため、以下の規程を整備し、会費等の収納に関する規則を	17. 会費規程
	を整備すべきであ	⑤財政的基盤を整えるための規	定めている。	18. 個人賛助会員規程
	る。	程を整備しているか	(加盟規程、会費規程、個人賛助会員規程、法人賛助会員規程、指導者認定制	19. 法人賛助会員規程
16			度、指導者登録規程)	33. 指導者認定制度
			・一部協賛企業からの協賛金受入に関する規程を定めている。	34. エアロビック指導者登録
			(協賛金受入に関する内規)	規程
				35. スズキ株式会社からの協
				賛金受入に関する内規
	[原則 3] 組織運	(3) 代表選手の公平かつ合理的	【審査基準(1)について】	36. 国際大会及び海外合宿へ
	営等に必要な規程	な選考に関する規程その他選手	・国際大会等の派遣において、公平に代表選手を選考できるよう「国際大会の派	の派遣規程
	を整備すべきであ	の権利保護に関する規程を整備	遣基準」を定めている。	37.2023 年度 国際大会の派遣
	る。	すること	【審査基準(2)について】	基準
17			・選手の権利保護として、選手の権利、選手登録、肖像権等を定めた「選手登録	38. 選手登録規程
			規程」を整備している。	
			【審査基準(3)について】	
			・代表派遣選手の選考は、理事会が選任した委員による国際大会派遣選考会議を	
			開催し、派遣基準に基づいて公平かつ合理的な過程で実施している。	

	[原則 3] 組織運	(4) 審判員の公平かつ合理的な	【審査基準(1)について】	39. 認定審判員規程、細則、添
10	営等に必要な規程	選考に関する規程を整備するこ	・「認定審判員規程」及び「審判員選考ガイドライン」において、大会の審判員	   付(表)認定審判員の活動内容
	を整備すべきであ	٤	選考基準、選考過程を定めている。	(審判活動の範囲)
	る。		・「審判ノミネート/審判活動に関する実施要項」を当連盟のウェブサイトに公	40. 認定審判員制度概要(2022
			表し、審判員の活動基準や選考内容を周知している。	年度~)
18			(参考 URL) https://www.aerobic.or.jp/competition/rule/	41. 主催競技会における審判
			・国内大会の審判員は、地域間のバランスや男女比なども考慮して審判委員会が	ノミネート/審判活動/大会支
			公平にノミネートしている。	援活動に関する実施要項
			・国際大会の審判員は、国際体操連盟の規約により大会当日抽選で決定してい	
			<b>వ</b> .	
	[原則 3] 組織運	(5) 相談内容に応じて適切な弁	【審査基準(1)について】	
	営等に必要な規程	護士への相談ルートを確保する	・組織運営は、理事に弁護士を配置して必要な規程の整備や法人運営に関する指	
	を整備すべきであ	など、専門家に日常的に相談や問	導・助言を受けるとともに、懸念などがある場合には、日常的に相談、サポート	
	る。	い合わせをできる体制を確保す	を受けることができる体制を整えている。	
19		ること	・税務会計面では、税務会計事務所と契約し、定期的に法律、税務、会計等の専	
			門的な助言を受けるとともに、懸念などがある場合には、日常的に相談、サポー	
			トを受けることができる体制を整えている。	
			【審査基準(2)について】	
			・役職員は、必要に応じて法的知識を学ぶための外部研修などを受講して、業務	
			遂行上、日常的な問題、調査等の必要性について対応する知識を有している。	
	[原則 4] コンプ	(1) コンプライアンス委員会を	【審査基準(1)について】	42. 専門委員会名簿
	ライアンス委員会	設置し運営すること	- 「倫理・コンプライアンス規程」にコンプライアンス委員会を年1回開催する	43. 第1回コンプライアンス委
	を設置すべきであ		ことを定めている。また必要があると判断された場合は速やかに委員会を開催	員会議事録
	る。		することとしている。	44. 第2回コンプライアンス委
			【審査基準(2)について】	員会議事録
20			・「倫理・コンプライアンス規程」に掲げるコンプライアンスを有効に機能させ	
			るための委員会の内容を実施していく。また、委員会の具体的なあり方や計画策 	
			定等については継続的に検討を重ねていく。 	
			【審査基準(3)について】	
			・現在、コンプライアンス委員会の構成員 4 名のうち、女性 2 名を配置してい	
			る。	

	[原則 4] コンプ	(2) コンプライアンス委員会の	【審査基準(1)について】	42. 専門委員会名簿
	ライアンス委員会	構成員に弁護士、公認会計士、学	・当連盟のコンプライアンス委員会4名中2名が、学識経験者の有識者である。	
21	を設置すべきであ	識経験者等の有識者を配置する	・現在、コンプライアンス委員会の委員に弁護士やコンプライアンス等に関する	
	る。	こと	有識者を配置している。	
			・今後、必要に応じて経験豊富な人材を増員していく。	
	[原則 5] コンプ	(1) NF 役職員向けのコンプライ	【審査基準(1)について】	45. ハラスメント研修_パワー
	ライアンス強化の	アンス教育を実施すること	・令和2年に日本スポーツ仲裁機構(JSAA)のメンター派遣事業として役職員対	ハラスメント・セクシャルハ
	ための教育を実施		象のコンプライアンス研修会とハラスメント研修会を実施した。	ラスメント
22	すべきである		・今後も役職員を対象に継続して研修会を計画し、コンプライアンス強化に取り	46. 第3回全国ブロック代表者
			組んでいく。	会議開催要項
			・令和 4 年 2 月に日本スポーツ仲裁機構(JSAA)のメンター派遣事業として役	
			職員の他、地方組織の代表者を対象としたガバナンスコードのオンライン研修	
			会を開催した。	
	[原則 5] コンプ	(2) 選手及び指導者向けのコン	【審査基準(1)について】	47. 2021 年度アンチ・ドーピン
	ライアンス強化の	プライアンス教育を実施するこ	・毎年指導者対象に開催する当連盟の中央研修会「JAF National Camp」におい	グ教育・啓蒙活動(実施計画・
	ための教育を実施	ک	て国際大会派遣選手、コーチ等を対象にコンプライアンスやアンチ・ドーピング	実施報告)
	すべきである		に関する研修会を計画実施している。	48. アンチ・ドーピング学習シ
			・全国大会前の9月~11月の期間に、選手、コーチを中心にアンチ・ドーピン	ステム (e ラーニング)「FAIR
			グやコンプライアンス、メディアリテラシー等の研修を実施している。	PRIDE」受講のお願い
			・広報誌や大会プログラム等にアンチ・ドーピングを告知し、年間を通じて啓蒙	49. リモート強化合宿 2022 開
			活動を計画していく。	催要項(メディアリテラシー
23			・ウェブサイトを使い、オンデマンド配信によるアンチ・ドーピングやコンプラ	について)
			イアンスの研修が年間を通じて実施できるよう、令和5年3月までに計画を進	50. スズキジャパンカップ
			めていく。	2021 プログラム(アンチ・ド
			・令和5年までに医科学委員会の設置を進め、その成果をアンチ・ドーピング研	ーピング理念広告)
			修に反映していく。	51.広報誌「スマイル」86 号
				(「アンチ・ドーピング教育・
				啓蒙」の実施について)
				52. 広報誌「スマイル」98 号(ア
				ンチ・ドーピング理念広告)

	[原則 5] コンプ	(3) 審判員向けのコンプライア	【審査基準(1)について】	
	ライアンス強化の	ンス教育を実施すること	・毎年11月~3月の期間に開催する当連盟の中央研修会「JAF National Camp」	
24	ための教育を実施		等の機会にコンプライアンスやアンチ・ドーピングに関する研修会を実施して	
24	すべきである		いる。	
			・今後、当連盟のウェブサイトを通じて審判員を対象としたオンデマンド配信に	
			よるコンプライアンスの研修を令和5年3月までに計画実施する。	
	[原則6]法務、会	(1) 法律、税務、会計等の専門	【審査基準(1)について】	6. 役員名簿
	計等の体制を構築	家のサポートを日常的に受ける	・税務会計事務所と契約し、定期的に税務、会計等の専門的な助言を受けるとと	
25	すべきである	ことができる体制を構築するこ	もに、懸念などがある場合には、指導・助言を受ける体制を整えている。	
25		ک	【審査基準(2)について】	
			・理事に弁護士を配置し、組織運営に必要な規程の整備や法人運営に関する指	
			導・助言を受ける体制を整えている。	
	[原則6]法務、会	(2) 財務・経理の処理を適切に	【審査基準(1)について】	6. 役員名簿
	計等の体制を構築	行い、公正な会計原則を遵守する	・税務会計事務所と契約し、指摘・助言を得て、財務・経理の処理に関する規程	22. 会計処理規程
	すべきである	こと	を整備し、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。	53. 令和 3 年度事業・決算報告
			【審査基準(2)について】	書/監査報告書
			・一般社団・財団法人法に基づき選任した監事により、財務を中心に業務運営全	
26			般に係る監査を受けている。	
			・監事には、公認会計士及び企業の経験豊富な監査業務担当者を配置している。	
			【審査基準(3)について】	
			・各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営	
			の妥当性に関する監査も可能な限り積極的に実施し、組織の適正に係る監査報	
			告書を作成している。	
	[原則6]法務、会	(3)国庫補助金等の利用に関し、	【審査基準(1)について】	54. ミズノスポーツ振興財団
27	計等の体制を構築	適正な使用のために求められる	・国庫補助金は利用していない。	2022 年度助成のご通知
	すべきである	法令、ガイドライン等を遵守する	・ミズノスポーツ振興財団等の民間助成金を活用し、年間事業計画に基づき、事	55. 鈴木道雄記念財団 助成金
		こと	業推進のため適切に処理、運用に努めている。	交付決定通知書

	[原則 7] 適切な	(1) 財務情報等について、法令	【審査基準(1)について】	4. 令和 4 年度事業計画・予算
	  情報開示を行うべ	に基づく開示を行うこと	  ・一般社団・財団法人法に基づき、以下の財務情報等について、当連盟のウェブ	書
	きである。		│ │サイトにおいて公表している。また誰でも閲覧できるよう事務局に備え置いて	53. 令和 3 年度事業・決算報告
00			   いる。(参考 URL) https://www.aerobic.or.jp/about/	書/監査報告書
28			  (事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類、財	
			   産目録、役員等名簿、理事・監事に対する報酬等の支給の基準を記載した書類、	
			   キャッシュ・フロー計算書、社員名簿、各事業年度に係る貸借対照表及び損益計	
			算書、監査報告書)	
	[原則 7] 適切な	(2) 法令に基づく開示以外の情	【審査基準(1)について】	36. 国際大会及び海外合宿へ
	情報開示を行うべ	報開示も主体的に行うこと	・「国際大会及び海外合宿への派遣規程」の他、国際大会の選手選考基準を含む	の派遣規程
	きである。	① 選手選考基準を含む選手選考	「国際大会の派遣基準」「日本代表選手の派遣ガイドライン」、「強化選手の選考	37.2023 年度 国際大会の派遣
		に関する情報を開示すること	基準」等を当連盟のウェブサイトにて公表している。	基準
29			(参考 URL) https://www.aerobic.or.jp/competition/athlete/	56.2022 年 12 月開催 Suzuki
				World Cup 派遣基準および内
				定選手一覧
				57. 強化選手及び強化選手候
				補の選考基準について
	[原則 7] 適切な	(2) 法令に基づく開示以外の情	【審査基準(1)について】	
30	情報開示を行うべ	報開示も主体的に行うこと	・ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を当連盟のウェブサイトにて公	
30	きである。	② ガバナンスコードの遵守状況	表している。(自己説明・公表)	
		に関する情報等を開示すること	(参考 URL) https://www.aerobic.or.jp/about/	
	[原則 8] 利益相	(1) 役職員、選手、指導者等の	【審査基準(1)について】	14. 社則
	反を適切に管理す	関連当事者と NF との間に生じ得	・重要な契約は社内稟議のほか、理事会において慎重に検証を行っている。	15. 倫理・コンプライアンス規
	べきである	る利益相反を適切に管理するこ	・「倫理・コンプライアンス規程」において、利益相反回避義務について定めて	程
		ک	いる。	58. 利益相反ポリシー
31			・「倫理・コンプライアンス規程」において、職務やその地位を利用して、自己	
			の利益を図った場合の罰則内容を設けている。	
			・「社則」において、不正、不当の金品を受けた場合又はその他の利益を受けた	
			者への罰則条項を設けている。	

			・上記の通り、利益相反と同様趣旨内容の定めがあり、実際の組織運営・業務運営上も常に留意に努めている。 ・利益相反ポリシー等に関する規程が未整備のため令和5年3月までに定めていく。	
32	[原則 8] 利益相 反を適切に管理す べきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	【審査基準(1)について】 ・前項同様、今後改めて利益相反ポリシー等の規程化の必要性について検討していく。利益相反ポリシー等に関する規程を令和5年3月までに定めていく。	14. 社則 15. 倫理・コンプライアンス規 程
33	[原則 9] 通報制 度を構築すべきで ある	(1) 通報制度を設けること	【審査基準(1)について】 ・令和2年より当連盟のウェブサイトに通報窓口として「コンプライアンスホットライン/相談窓口」を開設し、関係者に通報制度の内容等を周知している。 (参考URL) https://www.aerobic.or.jp/compliance/ 【審査基準(2)について】 ・「倫理・コンプライアンス規程」において、相談・通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課している。 【審査基準(3)について】 ・「倫理・コンプライアンス規程」において、通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについての規定を令和5年3月までに設け、情報管理を徹底していく。 【審査基準(4)について】 ・「倫理・コンプライアンス規程」において、相談・通報窓口における通報者保護、利益相反回避義務等の規定を設け、通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。 【審査基準(5)について】	

34	[原則 9] 通報制 度を構築すべきで ある	・通報制度の運用体制は、コンプライアンス委員会として弁護士やコンプライアンス等に関する有識者を配置している。今後も必要に応じて学識経験者や有識	
		者を増員していく。 ・また、相談対応や処理判断等において外部の専門機関にも相談できるよう協力体制を整えていく。	
35	<ul><li>[原則 10] 懲罰</li><li>制度を構築すべき</li><li>である</li></ul>	【審査基準(1)について】 ・懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続きは「倫理・コンプライアンス規程」に定めている。 【審査基準(2)について】 ・違反行為の調査は原則としてコンプライアンス委員が行い、違反行為が明らかになった場合にはその旨を理事会に報告し、理事会が懲戒処分を決定することを「倫理・コンプライアンス規程」に定めている。 【審査基準(3)について】 ・「倫理・コンプライアンス規程」を当連盟のウェブサイトに公表することによって、懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至る手続を周知している。(参考 URL) https://www.aerobic.or.jp/compliance/ 【審査基準(4)について】 ・処分対象者に対し、聴聞(意見聴取)の機会を設けることは「倫理・コンプライアンス規程」に定めていないので、今後規定化の検討をすすめていく。・違反行為に対する処分が決定された場合、コンプライアンス委員が速やかに当事者に処分の内容を文書にて通知することを定めている。・処分通知後2週間以内に当事者から当連盟に対して処分に対する不服の申立てがあった時は、理事会がその申立てを審査することを「倫理・コンプライアンス規程」に定めている。・日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用して不服申し立てができる旨、当事者に通知することを今後より明確にしていく。	15. 倫理・コンプライアンス規程

			・聴聞機会の設定や書面通知の内容を明確にした規程を作成し、令和5年3月までに定めていく。	
36	[原則 10] 懲罰 制度を構築すべき である	(2) 処分審査を行う者は、中立 性及び専門性を有すること	【審査基準(1)について】 ・倫理・コンプライアンス規程ではコンプライアンス委員会の調査により違反行為が明らかになった場合には、最終的に理事会が懲戒処分を決定すると定めている。 ・処分審査を行う中立性、専門性を有する第三者機関の設置や外部の専門機関について、コンプライアンス委員会で検討し令和5年6月までに倫理・コンフライアンス規程に定めていく。	15. 倫理・コンプライアンス規程
37	[原則 11] 選手、 指導者等との間の 紛争の迅速かつ適 正な解決に取り組 むべきである。	仲裁機構によるスポーツ仲裁を	・平成 25 年より、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う 仲裁により解決する旨の自動応諾条項として「スポーツ仲裁に関する規程」を整	60. スポーツ仲裁に関する規程
38	[原則 11] 選手、 指導者等との間の 紛争の迅速かつ適 正な解決に取り組 むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能 であることを処分対象者に通知 すること		

	[原則 12] 危機管	(1) 有事のための危機管理体制	【審査基準(1)について】	61. 災害時の業務フロー、中止
39	理及び不祥事対応	を事前に構築し、危機管理マニュ	・「災害時の業務フロー」を作成し、危機管理体制を整備している。	基準の内規
	体制を構築すべき	アルを策定すること	【審査基準(2)について】	62. 災害時等の競技会中止に
	である。		・危機管理マニュアルに代わって、「災害時の業務フロー」、「中止基準の内規」、	関するガイドライン
			「災害時等の競技会中止に関するガイドライン」、「感染拡大予防ガイドライン」	63. 競技会(イベント等) 医療・
			を作成し、自然災害発生時、感染症流行に対する対応を行っている。	救護等緊急体制
			【審査基準(3),(4)について】	
			・不祥事については、総務委員会において対策・対応を行う体制を構築してい	
			る。今後、不祥事対応のフローを明確にした「危機管理マニュアル」を作成し、	
			令和5年6月までに定めていく。	
40	[原則 12] 危機管	(2) 不祥事が発生した場合は、	【審査基準(1)について】	15. 倫理・コンプライアンス規
	理及び不祥事対応	事実調査、原因究明、責任者の処	・不祥事については、総務委員会において対策・対応を行う体制を構築してい	程
	体制を構築すべき	分及び再発防止策の提言につい	る。今後、必要に応じて外部調査委員会等の設置を検討していく。	
	である。	て検討するための調査体制を速	・過去4年間、不祥事は発生していない。	
		やかに構築すること		
		※審査書類提出時から過去 4 年		
		以内に不祥事が発生した場合の		
		み審査を実施		
41	[原則 12] 危機管	(3) 危機管理及び不祥事対応と	【審査基準(1)について】	
	理及び不祥事対応	して外部調査委員会を設置する	・今後、必要に応じて外部調査委員会等の設置を検討していく。	
	体制を構築すべき	場合、当該調査委員会は、独立性・	・過去4年間、不祥事は発生していない。	
	である。	中立性・専門性を有する外部有識		
		者(弁護士、公認会計士、学識経		
		験者等)を中心に構成すること		
		※審査書類提出時から過去 4 年		
		以内に外部調査委員会を設置し		
		た場合のみ審査を実施		

	[原則13]地方組	(1) 加盟規程の整備等により地	【審査基準(1)について】	16. 加盟規程
		方組織等との間の権限関係を明		46. 第3回全国ブロック代表者
	ナンスの確保、コ	確にするとともに、地方組織等の	   を明確にしている。	会議開催要項
	ンプライアンスの	組織運営及び業務執行について	  【審査基準(2)について】	64. JAF 組織体制
	強化等に係る指	適切な指導、助言及び支援を行う	│ │・全国を 10 ブロックに区分して各協議会を設立。定期のブロック会議を開催し	
	導、助言及び支援	こと	   て、当連盟と加盟の地方組織(都道府県連盟)との意思疎通を図っている。	
	を行うべきであ		・短中長期の事業計画を共有し、毎年の方針等の説明も行い、地域活動の活性化	
	る。		を促している。	
42			・ブロック大会や指導者養成等の事業に対して、地域協賛企業の促進や財源等の	
			支援を行っている。	
			・競技会のみならず「スローエアロビック普及事業」「学校体育普及事業」を通	
			して地方組織の活性化に努めている。	
			・国体の公開競技参加、正式競技参加を目標に掲げて、地域体育協会への加盟促	
			進を通じて活性化に努めている。	
			【審査基準(3)について】	
			・令和4年2月に日本スポーツ仲裁機構(JSAA)のメンター派遣事業による「地	
			方組織におけるガバナンスコード」のオンライン研修会を開催した。	
	[原則 13] 地方組	(2) 地方組織等の運営者に対す	【審査基準(1)について】	46. 第3回全国ブロック代表者
	織等に対するガバ	る情報提供や研修会の実施等に	・毎年1回、地方組織(都道府県連盟)のリーダー役を担う「指導専門委員研修	会議開催要項
	ナンスの確保、コ	よる支援を行うこと	会」を通じて、組織運営に関する情報提供や研修を行っている。	64. JAF 組織体制
	ンプライアンスの		・「指導専門委員規程」に講習会や研修会の無料聴講等のサポート制度について	65. 指導専門委員規程
	強化等に係る指		定めている。	
43	導、助言及び支援		・全国に 10 ブロックのエアロビック協議会を設立。年数回のブロック代表者会	
40	を行うべきであ		議を開催して、当連盟と地方組織(都道府県連盟)との意思の疎通を図ってい	
	る。		る。また、ブロック交流大会や指導者養成等の共同事業を行っている。	
			・令和4年2月に日本スポーツ仲裁機構(JSAA)のメンター派遣事業による「地	
			方組織におけるガバナンスコード」のオンライン研修会を開催し、地方組織(都	
			道府県連盟) の役員、登録クラブ代表者等を対象としたガバナンス及びコンプラ	
			イアンス強化をすすめた。	